

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月12日
【会社名】	愛三工業株式会社
【英訳名】	AISAN INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 小林 信雄
【本店の所在の場所】	愛知県大府市共和町一丁目1番地の1
【電話番号】	大府(0562)47-1131(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 佐藤 健二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目7番2号
【電話番号】	東京(03)3271-5321
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 平田 雅浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 291,480,000円

(注) 1 新株予約権証券の発行については、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとします。また、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額(平成25年6月7日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とする)であります。

2 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】(第11回新株予約権)

(1) 【募集の条件】

発行数	3,470個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年7月1日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	愛三工業株式会社 本社経営企画部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成25年7月1日(月)
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1 本新株予約権証券の発行については、平成25年6月12日(水)開催の当社定時株主総会および同日開催の当社取締役会において決議をしております。
- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所へ申込みをするものとします。
- 3 本新株予約権の募集は、当社取締役、執行役員、従業員、当社子会社取締役および当社子会社執行役員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、経営体質の強化に資するために行うものであります。
- 4 本募集の対象となる者は以下のとおりであります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	9名	940個
当社執行役員	9名	630個
当社従業員	44名	1,320個
当社子会社取締役および当社子会社執行役員	29名	580個
合計	91名	3,470個

本募集の対象となる当社子会社取締役および当社子会社執行役員が属する当社子会社は、以下のとおりであります。

テイケイ気化器(株)、愛協産業(株)、アイサン コンピュータ サービス(株)、日本超硬(株)、(株)中京治具、愛三熊本(株)、アイサン コーポレーション オブ アメリカ、ヒョンタン アメリカ、愛三貿易(広州)有限公司、泰凱通用化油器(?波)有限公司、沈陽玄潭汽車部件有限公司、(株)アイサン ナスモコ インダストリー、アイサン コーポレーション アジア パシフィック(株)、玄潭産業(株)、玄潭テック(株)、IHDインダストリーズ(株)、アイサン コーポレーション ヨーロッパ(株)、アイサン インダストリー フランス(株)、ヒョンタンスロバキア(有)

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式。単元株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の数	347,000株 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数100株) ただし、新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という)の調整については注1の定めにより株式数の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	(注2)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 291,480,000円(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 発行価格は行使価額と同額(注2) 2 資本組入額(注4)
新株予約権の行使期間	平成27年7月1日から平成31年6月30日まで。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 愛三工業株式会社本社経営企画部 2 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行名古屋営業部
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、執行役員、従業員、当社子会社取締役または当社子会社執行役員であることを要する。 本新株予約権の権利行使期間満了時まで、次の事由が生じた場合は、権利を直ちに喪失するものとする。 (1) 当社取締役、執行役員、従業員、当社子会社取締役または当社子会社執行役員としての地位を喪失した場合。ただし、退任・定年退職・転籍によりその地位を喪失した場合は、地位喪失または権利行使期間の開始のいずれか遅い方から1年間は権利を行使することができる。 (2) 就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けることが確定した場合。 (3) 死亡した場合。 (4) 3に定める新株予約権割当契約書の規定に違反した場合。 2 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。 3 その他の行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。 2 当社が消滅会社となる合併、または当社が完全子会社となる株式交換・株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数および行使価額の調整
株式数の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行ない、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

行使価額の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に

より生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額が新株予約権の割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。つまり新株予約権の行使時の払込金額は、平成25年7月1日に決定する予定である。
- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額(平成25年6月7日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とする)である。
 なお、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する。
- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。(本金額は平成25年7月1日に決定する予定)
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(注1)	発行諸費用の概算額(注2)	差引手取概算額
291,480,000円	150,000円	291,330,000円

(注) 1 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額(平成25年6月7日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とする)であります。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用90,000円、有価証券届出書作成費用50,000円、事務委託費用10,000円を予定しております。

3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

4 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および新株予約権の割り当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額および差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集はストックオプションを目的として、当社取締役、執行役員、従業員、当社子会社取締役および当社子会社執行役員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、経営体質の強化に資するためであり、資金調達を目的としておりません。従って、本件新株予約権は無償で発行し、新株予約権の新規発行による手取金は発生いたしません。

また、新株予約権の行使による資金の払い込みは、新株予約権の割り当てを受けた者の判断によるため、現時点でその金額および時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は設備資金あるいは運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、新株予約権の行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照して下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第111期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)平成25年6月12日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年6月12日)までに金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月12日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照情報である有価証券報告書(第111期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成25年6月12日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

愛三工業株式会社 本社

(愛知県大府市共和町一丁目1番地の1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。